明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一〇）　一

〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等、基本測量関係事項関係　三〇
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
独立行政法人国立美術館随意契約事前確認公募、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分、危険物を積載する車両の水底トンネルの通行の禁止及び制限関係　二六一
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二六四
会社その他
会社決算公告　二六五

省　令

○厚生労働省令第十号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月三十一日　厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表のように改正する。